

中央大学 会計人会 会報

発行所 中央大学会計人会

〒116-0003 東京都荒川区南千住5-25-14

税理士法人 荻野会計事務所内

<http://chudai-kaikeijin.jp>

発行人 会長 荻野弘康

ACBC霧の中

顧問 神山 敏夫

中国武漢を由来とする新型コロナ(COVID-19)が世界を蔓延している。米ジョンズ・ホプキンス大学の9月23日現在の集計でこの新型コロナの死者は100万人を超えたと公表した。しかしこれから地球上の人類が2波3波を乗り越え適切なワクチンが生産されるまでどれだけの犠牲者が出るか予想だに出来ない。

世間では、コロナ禍の今日を歴史の分水嶺と見立てACBC (After Corona Before Corona) という言い方もされる。そこで、新型コロナ前の人類の歩みはどうであったのか見ておきたい。

世界は古代から災害や疫病を境に大きく変わってきた歴史がある。我が国においても疫病や飢饉を起因として桓武天皇による平安京(京都)への遷都、蒙古襲来を引き金として鎌倉幕府の滅亡、江戸時代の終焉はオランダと中国(清)のみとの交易を認めた所謂鎖国状態のところアメリカのペルーが開国を迫り、幕府は朝廷の許可なく日米和親条約(1854年)を結んだことが一気に尊王攘夷、佐幕等の内なる思想

を生み戊辰戦争を経て江戸幕府は終焉した。多くの有為な若者が血を流すこととなったが、明治維新(1868年)によって我が国に近代国家が成立した。

ヨーロッパの主要国が大航海時代から始まり産業革命を経て資源や市場を求めて未開発のアジアに植民地を求め競って遣ってきた。我が国は、それでも最初にペルーが浦賀沖に来てから明治政府成立までに14年要している。その間アメリカでは1861年から1865年まで奴隷制廃止問題が一つの要因であるが南北戦争があり対外政策は休止していた。ロシアも1861年3月対馬に上陸一時占領した事件があった。イギリスと清と2回のアヘン戦争で香港が割譲されていた。こうして我が国は、外圧によって危機感が国内を覆ったのである。

我が国は四方を海に囲まれており外国と我が国領土での戦争は蒙古(元)が初めてのことだが、ユーラシア大陸のアジアもヨーロッパも又はある時は大陸全体で、他民族からの襲撃、浸蝕という緊張の連続にあった。特にヨーロッパでは、言わば戦争と戦争の間につかの間の平和があったとも言える。海洋国家である我が国は、古来海外交

易は盛んであったが、徳川幕府によって鎖国政策がとられ、幕末まで270年に亘り日本人は外に向かって拡大していく思考は奪われていたと云える。逆にそのことが、日本人が、島国という一定の範囲において、いかに社会の秩序を保ちながら自己の特性を生かして生き貫くかを模索し、精神的な安定を築き、独自の文化を醸成してきた要因なのかも知れない。

現代のヒト・モノ・カネ・情報が自由に行き交うグローバル時代にあつて、SDGs（17の持続可能な開発目標）の推進を国連で定めたばかりの時期に発生した新型コロナのパンデミックは少なくとも国を跨いだヒトの移動をほぼ一時的に皆無にした。欧米が中心となって進めてきたグローバル化と中国が主唱する一帯一路の推進政策がコロナ禍を切っ掛けとして正に衝突しようとしている。中国が狙う一帯一路は単なる経済構想だけの問題ではない。南シナ海いや太平洋からアフリカまでを視野に入れた覇権国家を目論んでいると考えておくべきだ。

これからの日本は、経済力や軍事力だけで対抗するのではなく、世界中の人々から「憧れの国ジパング」と言われるような国造りを目指すべきであろうと思う。

新しいグローバル化

ヒトは遮断され、モノ（物資）やカネ（金融）そして情報は減少したとは

いえ止まることはない。世界の航空業界の中には途端の破綻を余儀なくされるなど大きなセッションが地球規模で起きている。この新型コロナに有効なワクチンが存在しない現在、経済の落ち込みを食い止めるか、感染防止に軸足を置くか、各国のリーダーは悩んでいる。現下のコロナ禍にあつて各国の首脳は、現状の体制と自国民を守るのが精一杯の中で、徒に国民をナショナリスト（nationalist）やパトリオット（patriot）に仕立てるべく先導しているリーダーも見受けられる。少なくとも、前世紀初頭までは西欧の列強はその文化や慣習を植民地や後進国にそのままアドプション（adoption）させてきた感は否めない。

それが皮肉にも今回のコロナ禍においてグローバル化と独自性とのハーモニー（harmony）をどのように共存していくか重要な課題が顕在化してきた。

インターネットやスマートホンなどの情報や通信手段の高度な発展とアプリケーション・ソフトウェアの進化により利便性が一段と向上してきたことによってワンウェイからインタラクティブに情報の質と量に大きな変化が齎されてきた。

アメリカのテクノロジー企業5社即ちGAFAM（グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾンとマイクロソフト）と呼ばれている会社の時価総額が東証1部上場企業の時価総額を上

回った。

そして中国のIT企業3社（百度、阿里巴巴集団、騰訊のイニシャルを取ってBATと呼称）は、いまアメリカから情報漏洩問題で忌避されている通信事業者向けネットワーク事業やICTソリューション事業等を展開する華為技術（HUAWEI）と共に世界的に発展拡大している。これらによって収集された個人情報データやビッグデータは何物にも代え難いほどの価値を生み出している。中国共産党は、一早くこのソフトウェアデータの価値に気付き水面下で着々と活動してきた。米国トランプ大統領は、中国資本の動画投稿アプリTIKTOKなど2社の米国内での新規ダウンロードを停止すると公表した。

これに対し中国政府は「適正な企業活動であり合法である。断固として反対する」と表明した。米国は、TIKTOKのユーザーの個人情報中国在りになることを懸念しての措置であるが、諜報活動の一環であることは両国とも十分理解している。

嘗て、セミコンダクター（半導体）を抑えた者は、世界を制するとまで言われ、日本は先頭を走っていた輝かしい時代もあった。これは飽くまでモノ作りの段階であり生産技術の究極の発展の後には生産コストの競争に陥る。結局落ち着く先は、人件費（Labor Costs）をいかに抑えられるかによって国際競争力に勝ち抜くか否かが決定

される。人件費の高いアメリカや日本など先進国は人件費の安い海外に工場を移転していった。その受け皿の中心が中国であったが、今では東南アジアの国々に移転していることは衆知のとおりである。日本経済の空洞化が現実化し、バブル崩壊後の平成時代はまさに坂を転がるごとく、デフレ経済に突入し経済は停滞し、賃金はほとんど上がることのない失われた20年とも30年とも言われた。

コロナ禍の下でサプライチェーンに大きな欠陥があることが露見した。企業は、生産コストの問題だけでなく、カントリーリスクやクライシスリスクを含めたリスクマネジメントの再構築を迫られてきた。

新内閣に期待すること

2012年12月第二次安倍内閣が発足し経済政策として3本の矢即ち①大胆な金融政策②機動的な財政政策③民間投資を喚起する成長戦略を掲げた。①②はまずまずだが③については中小企業に及んでいない。大企業の利益・税収・雇用・GDPそしてインバウンド需要等の明るい実績も見えたが、それもコロナ禍で大逆転してしまい、2020年9月安倍総理は持病の悪化により道半ばにして辞任してしまった。次いで、菅新内閣が発足し、デジタル庁の新設を打ち出しているものの具体的施策は見えない。ベースは、自助、共助、公助で信頼される国造りであるという。

新総理大臣の菅さんには安倍政権の継承者として中小企業や起業家の逞しい努力に応えるべく是非安倍政権道半ばの課題を、一刻も早くコロナ禍を克服して中小企業の成長戦略を具現化し経済の底上げを図ってもらいたいものだ。世論調査によれば、菅内閣の支持率が60%を超えている。コロナ禍を我慢している国民は、菅内閣にすぎる思いで明るい未来を期待しているのである。

新型コロナの終息は見えないが、希望の光があれば、人はどんな困難にも打ち勝つことができる。

中小企業に迫る経営危機！

副会長 石亀 邦俊

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という）による経済活動の縮小で、中小企業（小規模事業者含む）の経営は一段と厳しさを増している。コロナによるパンデミックで、現段階で収束の兆しが見えないとすると、場合によっては長い期間で世界経済は生産と消費の両方を大幅に抑制せざるを得ない状況になることが予想される。そして我が国にもまさに破壊的な危機が襲いかかってくるのが予想される。

ふりかえって見ると、2008年のリーマンショック、2011年の東日本大震災といったこれまでの経済危機は、被害状況が比較的早い段階で明らかにな

り、時間の経過とともに落ち着いていった。そのあとも人手不足を背景とする人件費の高騰が経営を圧迫している状況が続いていたが、そこに2019年の消費増税が逆風となって業績が悪化していたところに、このコロナが襲いかかったことになる。本年4月、政府は、コロナの緊急経済対策を踏まえた資金繰り支援を金融機関に要請し、信用保証協会を通じた貸し付け、政府系金融機関による低利融資といった支援策を取った。更には、売り上げ等が大幅に減少している企業に対して「持続化給付金」・等々の支援が国、自治体で行われた。これらの支援策は緊急避難的な政策であり一時的なものであるが、これにとどまらず継続した支援策を望まれるところである。何もせずに対策を講じなければ中小企業、特に、体力の弱い小規模企業は倒産に追い込まれる結果にもなりかねない。

中小企業庁の統計によると、小規模企業は1999年（平成11年）の企業数は422.9万社あったのが2016年（平成28年）には304.8万社に減少している。中規模企業は1999年（平成11年）の企業数は60.8万社あったのが2016年（平成28年）には53万社に減少している。中小企業と言われるくくりの中でも実際に減少しているのは、小規模企業者である。減少している要因は、将来が不安な事業を継ぐよりも、子供は企業で働くか、資格でもとって安定した生活をしてほしいと願う事業主が多いから

です。そもそも、売上が伸びて利益が高利益の環境であれば、後継者もあとを継ぐことになるのである。これ以上、中小企業の数減らしてはならない。

ここでいう「中小企業」・「小規模企業」あいまいなところがあるが、一般的な中小企業は国内企業の99.7%を占めています。定義は「中小企業基本法」という法律で定められている。内容について、字数の制約上詳細は記述ができませんが、中小企業庁のホームページに従業員数や資本金別に具体的に中小企業・小規模企業の区分がされています。

新首相になった菅首相は、目指す社会像として、「自助・共助・公助、そして絆」を掲げ、「役所の縦割り、既得権益、あしき前例主義を打破して規制改革を進めていく」と強調しており、中小企業政策については次のような方針を打ち出しています。菅首相は、「中小企業は足腰を強くしないと立ち行かなくなる。中小企業基本法で定める資本金等の定義などは見直した方がいい。中小企業の再編を必要ならできる形にしたい。などと総裁選で力説していた。つまり、中小企業の生産性や効率性が低いことが、日本経済の足かせとなっているとして、経営の効率化や生産性の向上、研究開発や投資の拡大などを進めやすくしようというのです。この施策が実行されると、企業の淘汰（減少）を誘発しかねないと

いう懸念の声もある。また、中小企業の定義の見直しで税の優遇や補助金を受けられない企業が出てくることも考えられる。菅首相は、「まずは、自分でできることは自分でやってみる。」という「自助」を中小企業にも当てはめて、生産性と成長優先の政策へと転換しようとしているからであります。菅首相と親しい間柄でよくマスコミに登場するデービット・アトキンソン小西美術工芸社社長は、次のように言っています。「日本の中小企業（小規模企業を含め）約358万社のうち、140万社から150万社程度を残せばよく、残りは淘汰されるべきだ」とも主張されています。この考えは菅首相のいう方針に呼応しています。中小企業は確かに低収益になっていることは事実であるが、その背景（要因）は大企業が一方的な利益をあげ、多くの内部留保を行って、一方で中小企業に対して、コストに見合わない取引条件を一方的に押し付けてきたことが、中小企業を弱体化させてきたことが大きな要因であります。このことを忘れてはなりません。今までことあるごとに中小企業が防波堤となって犠牲になってきたことも忘れてはなりません。

ある観点から見た国際課税

副会長 鈴木 康二

本稿は国際課税について、移転価格税制・制定の背景と米国のLPSに対し

ての最高裁の判決の波紋について述べていきます。

1) 移転価格税制・制定の背景

最近の国際課税の問題は、「デジタル・サービス税」を各国がどのように取り込むかが議論されています。すなわち、GAF Aと称されるグーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン・ドット・コムが本国の米国での税負担額に比べサービス提供地国（特にヨーロッパ）で税負担が少ないことにどのように対処していくかが、国際課税の大きなテーマとなっています。極論すると、国家間の税金の争奪戦の様相が見られます。その発端は移転価格税制であり、我が国の制度のきっかけは1985年の米国の移転価格税制に基づく我が国企業への追徴であったとも言われ、その背景について見ていきます。

我が国では、昭和61年（1986年）に移転価格税制が制定されました。その数年前から米国内国歳入庁（IRS）は、米国における日本の自動車販売会社に税務調査を実施し、その結果、1985年3月、連邦所得税を追徴しました。その根拠は内国歳入法482条に基づく、移転価格税制によるものであり、米国における輸入価格の過大であるとの理由でありました。その当時の日米の貿易状況は日本からの自動車の輸入の増加し、貿易摩擦が大きな日米

経済問題となった時期でもあり、IRSの調査は貿易赤字が背景にあったとも言われています。その結果、日本の自動車メーカーは米国中西部に工場を建設し、現地生産を開始したわけです。当時、私は勤務先の外資系会計事務所の命により、米国の事務所へ赴任した時期でもありました。

税務調査の内容は、守秘義務があり、詳しく述べることは差し控えますが、1983年2月、米国連邦地方裁判所は現地販売子会社及び日本の親会社に召喚状（サモンズ、Summons）を發しました。この召喚状は民事訴訟法上、裁判所が発行する強制力のある令状であり、関係会社の付け替え価格（当時移転価格という日本語訳はなかった）の調査に関連して、我が国の親会社に相当の情報を要求したものでした。例えば、各乗用車モデル毎の各年別の直接・間接製造原価（材料費、労務費、その他の経費別）、米輸出車についても同様の情報、および販売費・一般管理費等情報の提出命令が出されたわけです。現在の移転価格の税務調査で要求されていると同様の情報でした。この召喚状は現地の納税義務者だけでなく、その親会社にも發せられ、出頭命令が出され、服しなかった場合は、罰則が適用されるという大変厳しい規則でありました。当然、米国における裁判管轄権が外国法人である日本の親会社にも及ぶかどうかを含

め、日本の親会社は連邦地方裁判所に異議を申し立て、両当事者間で相当な議論がなされたようです。最終的には、日米租税条約第25条に基づく、相互協議を申し立てが行われ、1987年日米租税当局間で合意が成立し、米国の販売子会社に追徴税が課され、他の自動車会社を合わせて約9億ドル（当時の為替相場で1,350億円）でした。その後、日本の親会社は、租税特別措置法及び租税条約実施特例法に基づいて国税庁に法人税に減額の更正の請求をし（いわゆる対応的調整）、他の自動車会社も合わせて800億円（国税）及び400億円（地方税）の還付請求をしています。一部の地方はその税の還付が地方財政の悪化を来したことで住民訴訟が提起されましたが敗訴しています。国家間の税の配分がこのようになされ、最終的には我が国の税金が米国に流れた結果になったわけです。

当時、我が国は移転価格税制がなかったため、本件のような取引（関連会社間取引）には、①同族会社の行為計算の否認に関する規定、②寄付金の損金不算入の規定、また③無償による資産の譲渡または役務の提供に係る収益の額の益金算入規定④タックスヘイブン対策税制の適用が考えられていたが、いずれも難点があったといわれ、それゆえ、本税制が制定されたと理解しております。この米国IRSによる移転価格に係わる追徴税は、日本で税の

還付があるという、「税争奪合戦」の様相をきたし、本税制施行後、税務当局は報復として、米系の日本法人に移転価格の調査をし、多額な追徴税を課したと聞いております。今、OECD（経済協力開発機構）で議論されている、「デジタル・サービス税」では、従来の国際課税原則である“PE（恒久的施設）がなければ課税なし”のコンセプトからその取引の実態に着眼した“NEXUS（経済的主体）”の概念への変更を検討・議論されておりますが、早急な国家間の税の適正な配分のルールが制定されることを期待しているところです。

2) 米国LPSの日本における法人該当性についての最高裁の判決の波紋

平成27年（2015年）7月、米国デラウェア州法で組成されたリミテッドパートナーシップ（LPS）が、我が国の租税法上「法人」に該当するかどうかの事案の判決が、最高裁でありました。この判決の結果、LPSは権利義務の帰属主体であり、我が国の租税法上、外国法人に該当するとの判断がされました。この判決が、その後、思わぬ混乱が生じ、国税当局において、その対応が、矛盾していた結果になったわけです。すなわち、本LPSを通じて米国に投資していた日本の年金ファンドが受け取る金融所得がパススルーの取り扱いでなく、法人からの支払いと

みなされ30%の源泉所得税の対象になるのではないかとの問題が提起され、その火消しに矛盾した取り扱いが生じたわけです。本事案は、我々、国際税務の実務に携わる者にとっては周知のことではあったが、あらためて、東京大学名誉教授である中里実先生（政府税制調査会・会長）が、税理士会研修会（9月～10月、オンライン配信）での「国際課税の今後」のテーマの中で取り上げ、問題点を指摘したので、茲に、会計・税務実務に携わる者にとって、現場感覚が必要であることを認識して頂きたく稿を取った次第です。

本事案は、日本の投資家は米国のLPSを通して得た所得、すなわち米国所在の不動産の賃貸事業に係る損失の金額を他の所得と損益通算して所得税の申告を行い、これに対して、税務署は当該損失は、損益通算はできないとして、課税処分を行なったものであります。投資家は処分の取消しを求め、提訴したものであり、争点のポイントは当該LPSが我が国の租税法上、外国法人とみなされるか、あるいは反対に任意組合とみなされるかであり、下級審の判断はまちまちでありましたが、最高裁は本LPSは外国法人であるとの判決をし、その根拠として、LPSが外国法人であ該当するかどうかは、当該LPSが我が国の租税法上、納税義務者としての適格性を基礎づける属性を有

しているかどうかとの観点から、LPSは権利義務の帰属主体であると認識し、外国法人であると判断し、損益通算は認められないと結論づけました。

この最高裁の判決は、国際課税上、種々の問題点が提起されました。まず、①LPSが欠損の場合でも出資金の評価損の租税法上の規定に該当しなければ損失を認識できない②投資家が法人の場合、外国子会社益金不算入の規定が適用されるかどうか③その他、外国法人との取引に係わる規定すなわち、移転価格税制、タックスヘブン税制等の適用が指摘され、法的な面からのものでした。

しかしながら、この判決が思わぬ案件に影響し、国税庁はその火消しに追われました。当時、日本の年金基金がLPSを通じ、米国で資金の運用を行っており、この運用収益からの米国から日本への配分が米国の税法でパススルーとして取り扱われていたが、最高裁の判決で外国法人であるならば源泉所得税として30%が課されるのではないかという問題が提起された。これを避けるため、国税庁は、2017年2月、次のような表題の情報をホームページに出しました。

表題は「The tax treatment under Japanese law of income through a US limited Partnership by Japanese resident partner」（訳、日本の居住者

が取得する米国パートナーシップからの収益に関する日本での税務の取り扱い)であり、本文では、結論として、「構成員たる居住者が米国LPSを通じて得る所得について、構成員課税による取り扱いに寄ったとしてもこれを否定しない」(英文省略)。との見解を公表しました。(但し、英文のみで和文の公表はなかった)。この国税庁の見解により、源泉所得税が課されることは避けられたが、最高裁の判決と矛盾した結果になり、波紋が生じ、米国の国際税務専門からもこのような矛盾した取り扱いについてその影響が懸念されたが、本件は、年金基金の運用収益のみの取り扱いということで決着したようであった。

我々会計・税務の実務家としては、当初の訴訟段階で本LPSの業務内容について関心を持つ必要があったのではないか。すなわちLPSに決算書(英文)の内容についてその取引について賃貸事業以外の取引はあったのか、あったとしたら、それが、我が国の税務にどのような影響はあるかの程度は専門家として当然関心を持つ必要があると思われる。中里先生が申し立てたように現場感覚が欠けていたと思われる。ちなみに、我が国の年金基金の税務申告上では、30%の米国源泉税は外国税額控除の対象ではあるが、資金調達コストがあり、国外所得計算では外国税額

控除枠が少なく、必ずしも全額控除できなかったと理解しており、どうしても30%の源泉税は避けたいところであったようでした。

テレワークに思う
～税理士法上の新たな課題について～
副会長 税理士 坂田 純一

新型コロナウイルス感染症拡大により、社会・経済活動のあらゆる分野でその影響は、新たな対応が必須となっており、多くの市民の間にもウイルスに対する恐怖感がいまだ広がりつつある。「ウイズコロナ」「アフターコロナ」といわれる新しい生活様式への変化にどう対応すればよいのか、各分野で工夫を凝らした模索や提言等が行われている。

本稿で取り上げるテレワークとは、テレ (tele=離れた場所)・ワーク (work=働く) が語源とされ、パソコンなどITを活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方をいうとされている。

ところで、日本税理士会連合会(以下「日税連」という。)は、2019年4月に以下のように「次期税理士法改正に関する答申」を取りまとめ、税理士会会員への意見募集(2019年5～11月)も行われている。その一つとして、「ICT化社会における税理士事務所のあり方」では次のように述べている。「わが国では、人口減少と高齢社会の局面を迎え、ICT化社会のもと

1億総活躍社会を目指し働き方改革が進められている。こうした状況の中、その業務執行のあり方等が厳しく制限される税理士制度について、税理士のみならず職員も含めた働き方や事務所のあり方を中心に検討した。その結果、事務所設置義務および2ヶ所事務所禁止規定は維持するとともに、ICT化社会における適正な事務所運営のあり方を示すべきとの結論に至った。」と。また、その中の個別項目としては、日税連の会則等の整備において「税理士事務所における内部規律や内部管理体制を整備し、テレワークに関する指針を設けること」を掲げている。

本稿では、税理士事務所におけるテレワークについて、税理士法上の現行制度や解釈などを含めて、紙幅の範囲で若干の考察を加えることにした。なぜならば、2019年の日税連の改正意見の取りまとめは、コロナ感染拡大の前の平時の考察であり、現沿いの状況下においてもその考え方は全く変わっていない

のかどうか、など計りしれないからである。なお、執筆に当たっては、厚労省の取りまとめた「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入および実施のためのガイドライン」も参考とした。

一 税理士法の事務所設置義務（法40条）

税理士及び税理士法人は、納税者の信頼にこたえ、その求めに応じて税理士業務を行うこととなることから、税理士業務を行う自己の事務所所在地を明確にし、委嘱者たる納税者がいつでもその事務所に来所できるよう便宜を図ることに努める必要があるとされて、義務的措置がなされている。この場合の「事務所」とは、継続的に税理士業務を執行する場所をいい、継続的に税理士業務を執行する場所であるかどうかは、外部に対する表示の有無、設備の状況、使用人の有無等の客観的事実によって判定される（通達40-1）。

（事務所の設置）

第四十条 税理士（税理士法人の社員（財務省令で定める者を含む。第四項において同じ。）を除く。次項及び第三項において同じ。）及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。

- 2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。
- 3 税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない。
- 4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

つまり、現行税理士法では、上記のように、税理士法人の社員税理士及び所属税理士として登録した者を除く、いわゆる個人たる開業税理士については、税理士業務を行うために、「①税理士事務所を設けなければならない、②その事務所の名称は税理士事務所と称し、③2箇所以上の事務所を設けてはならない」の三つがその骨子となっている。税理士事務所を一人一事務所に限るとする趣旨は、①税理士の業務活動の本拠としてこれを1箇所に限定することが法律関係を明確にする上で便宜であること、②個人の監督能力を超えて業務範囲を拡大することを事務所の面から規制し、これにより税理士以外の者が税理士業務を営むことを防止することにある、との解釈が通説とされてきた。

二 新たな課題が浮上するのではないか
コロナ禍でのテレワーク推進について、厚労省も「労働者が自宅において業務に従事する働き方」を推奨している。これまで、税理士会は、税理士本人はもとより事務所職員の自宅での業務執行については、2箇所事務所の疑念が生じないかについて、厳格に法令に準拠する指導をしてきたものと思われる。しかし、2020年4月に公表された日税連業務対策部の「税理士業務とテレワーク（在宅勤務）～新型コロナウイルス感染防止対応版～」によると「税理士業務を行うための事務所を設

けることが義務付けているものの、税理士業務について税理士事務所以外の場所で行うことまでは制限されていないと考えられます。したがって、自宅であっても税理士は税理士業務を行うことができます。」とし「臨時的に仕事を自宅に持ち帰り税理士業務を執行したり、自宅への来客に対し一時的に税務相談に応じる等の行為を行ったとしても、自宅が外部に対する表示の有無等の客観的事実により税理士事務所と判断される状態でなければ、2か所事務所の問題は生じないものと考えられます。」との明らかにした。税理士事務所職員についても「使用人等に対する監督が明確に行われていることを前提に、使用人等が、税理士業務を自宅で行うことは可能である。」している。

山本高志氏は最近の論考で「税理士事務所を空間、施設などの外形から判断することは、もはや限界にきていて、実態に即した税理士事務所を税理士制度の中で明確にすべき時期にきているのではないのでしょうか。」と、現行規定のもとにおけるこれまでの厳格的な対処や解釈だけでは限界があるとして今後のあり方などについて、一つの疑問を投げかけている。

税理士は登録を受けた時、当然にその事務所の区域の税理士会の会員となり（法49の6①）、その区域の税理士会支部に所属する（法49の6⑨）ことになり、税理士会からの指導・連絡・監督

の服することとなる。そうしてみると、この問題は、税理士事務所の事業執行などのあり方だけでなく、実在する会員事務所という厳格狭義の定義からは逸脱する可能性もあり税理士会の組織運営にも大きな影響を与えることとなる。

すでに働き方改革の一環として大手企業の一部に社員の副業を認めるものも出始めており、ホテルや店舗等でのテレワークができる場の提供を始める企業も多くなっている。日税連の機関誌「税理士界（1385号、2020年2月）」の随筆欄に「スマホが事務所」と題し、「今は事務所がないと税理士とし

て開業できませんが、そのうち『事務所も電話番号もないけれど、SNSさえ使えば開業可』という時代が来るかもしれません。」とする時代を見据えた寄稿もなされている。

菅新政権は、聖域なき規制改革や行政手続や民間のデジタル化を政策の柱に掲げている。税理士事務所のあり方や業務執行のあり方についての会員の、特に若い会員の共通認識が大きく変化することも想像できる。このような問題も、「アフターコロナ」における税理士制度の将来像を模索する中で重要な検討課題となることを改めて認識したいと、思うものである。

(参考文献)

- ・山本高志稿「税理士法とテレワーク」税務弘報2020年8月号 中央経済社
- ・日本税理士会連合会編「新税理士法（五訂版）」、2019年、税務経理協会
- ・日本税理士会連合会編「税理士法逐条解説（7訂版）」2016年、日本税協連
- ・坂田純一著「新版実践税理士法」、2015年、中央経済社

役 員

●会長

荻野 弘康

●副会長

大江 晋也（東京） 小池 正明（東京）

鈴木 康二（東京） 鈴木 康雄（東京）

岩田 克夫（東京） 石亀 邦俊（東京）

高畑 公一（東京） 坂田 純一（東京）

徳重 寛之（東京） 岩本 一志（東京）

太田 賢治（愛知） 平川 茂（々）

●理事

常任理事

荒木 慶幸（日本橋）

八木沢秀夫（足立） 宮本 雄司（本所）

吉田 英一（荏原） 若宮 正英（王子）

木村 正二（荒川） 根岸 克巳（荒川）

安田 京子（日本橋）

理事

小野 浩道（渋谷） 一ノ瀬由明（品川）

大藤 淑子（立川）

大野 哲（板橋）

大谷 義幸（大森）

松本 憲人（神田）

佐久間 淳（中野）

新居 之昌（麻布）

富田 光彦（渋谷）

塩沢 靖典（中野）

平山 光洋（中野）

小林 孝治（本所）

赤池 照子（荒川）

伊藤 千鶴（東京）

鈴木 茂和（東京）

鈴木 雅人（東京）

高木 容子（王子）

●会計監査

佐藤 博司（荒川） 小森 輝於（渋谷）

●顧問

富岡 幸雄（名誉教授）

大淵 博義（名誉教授） 神山 敏夫（東京）

●相談役

岡崎 和雄（東京） 佐藤 寛（東京）

金子 圭賢（東京） 朝倉 文彦（神奈川）

松原 弘明（福岡） 小林 健彦（栃木）

岩本 俊雄（熊本）